

東京都工業用水道事業の紹介

○事業の主旨

東京都の工業用水道事業は、地盤沈下を防止するための行政施策として、地下水揚水規制の代替水供給を目的に実施された。

昭和39年に供給を開始する一方、地下水の揚水規制の強化や揚水規制区域の拡大などの対策が推進された結果、地盤沈下はほぼ沈静化し、所期の目的を十分に果たしている。

○事業の経緯

東京都の工業用水道事業は、地盤沈下を防止するため、地下水のくみ上げ規制に伴う代替水を供給する行政施策として、昭和39年8月に江東地区（墨田・江東・荒川各区の全部と江戸川・足立各区の一部）で給水を開始し、昭和46年4月には城北地区（北・板橋・葛飾各区の全部と足立区の大部分）でも給水を開始した。

昭和48年度から、節水の促進、施設の有効活用及び水資源の有効利用を図るため、工業用水の一部を雑用用途へ供給を開始し、さらに、昭和51年度から集合住宅のトイレ洗浄用水としても供給を行っている。

しかしながら、工業用水の需要や料金収入は年々減少する一方で、施設には大幅な余剰が生じてきたため、平成9年度から2地区あった事業を統合し、浄水施設を一元化するなど、抜本的な経営の改善に取り組んできた。また、事業開始以来約40年が経過し、施設が老朽化してきたため、平成10年度から平成17年度までの8箇年計画で国庫補助を活用した改築事業により施設の更新に取り組んでいる。

今後も厳しい経営環境が予想されるため、より効率的な事業運営を推進しながら、施設の適切な維持管理や整備に取り組むなど、工業用水の安定供給に努めている。

○給水系統図を含む給水区域図（次ページ）

○ユーザーの概要

（平成20年3月末現在）

業種	給水件数	基本水量 (m ³ /日)
化学	48	6,958
鉄鋼	8	4,725
金属	22	1,037
鍍金	17	470
食品	26	6,642
ゴム	8	172
皮革	51	2,171
製紙	3	172
繊維	4	112
染色	9	910
窯業	15	1,283
印刷	9	2,605
ガス	0	0
その他	22	1,850
雑用水 (集合住宅)	365 (52)	19,525 (5,284)
合計	607	48,623

○工業用水道施設の概要

工業用水の主要な浄水場である三園浄水場では、利根川の表流水を武蔵水路、荒川を経て、秋ヶ瀬取水堰で取水し、導水ポンプにより場内に導水している。浄水場では、凝集剤注入後、沈でん処理した水と、玉川浄水場から送水された処理水を配水池で混合して、ポンプにより、墨田、江東、北、荒川、板橋、足立、葛飾、江戸川の8区及び練馬区の一部に給水している。配水管は、本管（400mm以上）109km、小管（350mm以下）249kmとなっており、総延長では358kmにも及んでいる。

○事業の特徴

- ・水源は、利根川と多摩川の二系統化を図っており、渇水、水質事故時の安全性を確保している。
- ・給水区域の大部分の配水幹線は、事故時の影響を少なくするため、ループ化している。
- ・基本水量は、昭和49年度の37万m³/日をピー

